

第4章

多摩市農業の将来像と 将来像実現のための施策の体系

1 多摩市農業の将来像

多摩市は、生産地（農地）が消費地に近く、消費者（市民）が、生産者の顔の見える農産物を享受でき、また、気軽に「農」の風景に触れたり、「農」体験ができる環境にあります。こうしたメリットを活かし、多摩市の農業には、市民に身近な農業として発展することが期待されます。

そのため、農業が市民生活に果たす多面的な機能を明確に位置付け、市民との連携のもと、いきいきとした農のあるまちづくりをめざして、多摩市農業の将来像を次のように設定します。

くらしに農をいかすまち 多摩

2 将来像実現のための基本方針

将来像実現のために現状と課題を踏まえ、以下3つの柱を基本方針として、施策の展開を図ります。

- (1) 魅力・活力ある都市農業の展開
- (2) 農地の活用
- (3) 農からの地域づくり

(1) 魅力・活力ある都市農業の展開

農業経営基盤の強化を図り、魅力・活力ある産業としての農業の確立を目指します。

これとあわせ、積極的に農業後継者や女性農業者の育成・支援を行うとともに、新たな担い手づくりを進めていきます。

また、市民（消費者）ニーズに合った農産物、多摩市の農産物を利用した特産品の研究を進め、高付加価値型農業の展開を図り、安全で自然環境に配慮した農産物生産を目指した、環境保全型農業を推進していきます。

- 魅力・活力ある農業の確立
- 後継者育成と新たな担い手づくり
- 自然にやさしい農業の推進

(2) 農地の活用

農地は、農業を行うための基盤であり、都市化が進み農地が減少している現状に歯止めをかけるために営農環境の保全と基盤整備に努めていきます。

同時に、災害時における防災空間や良好な住環境を提供する緑地空間等といった農地が持つ多面的機能の活用を図っていきます。

- 農地の保全と利用促進
- 農地の多面的な機能活用

(3) 農からの地域づくり

「農」の多面的な機能を活かしながら、市民と農業者が共に協働し、農的空間の活用や農とのふれあいを図り、農のあるまちづくりの取り組みを進めます。

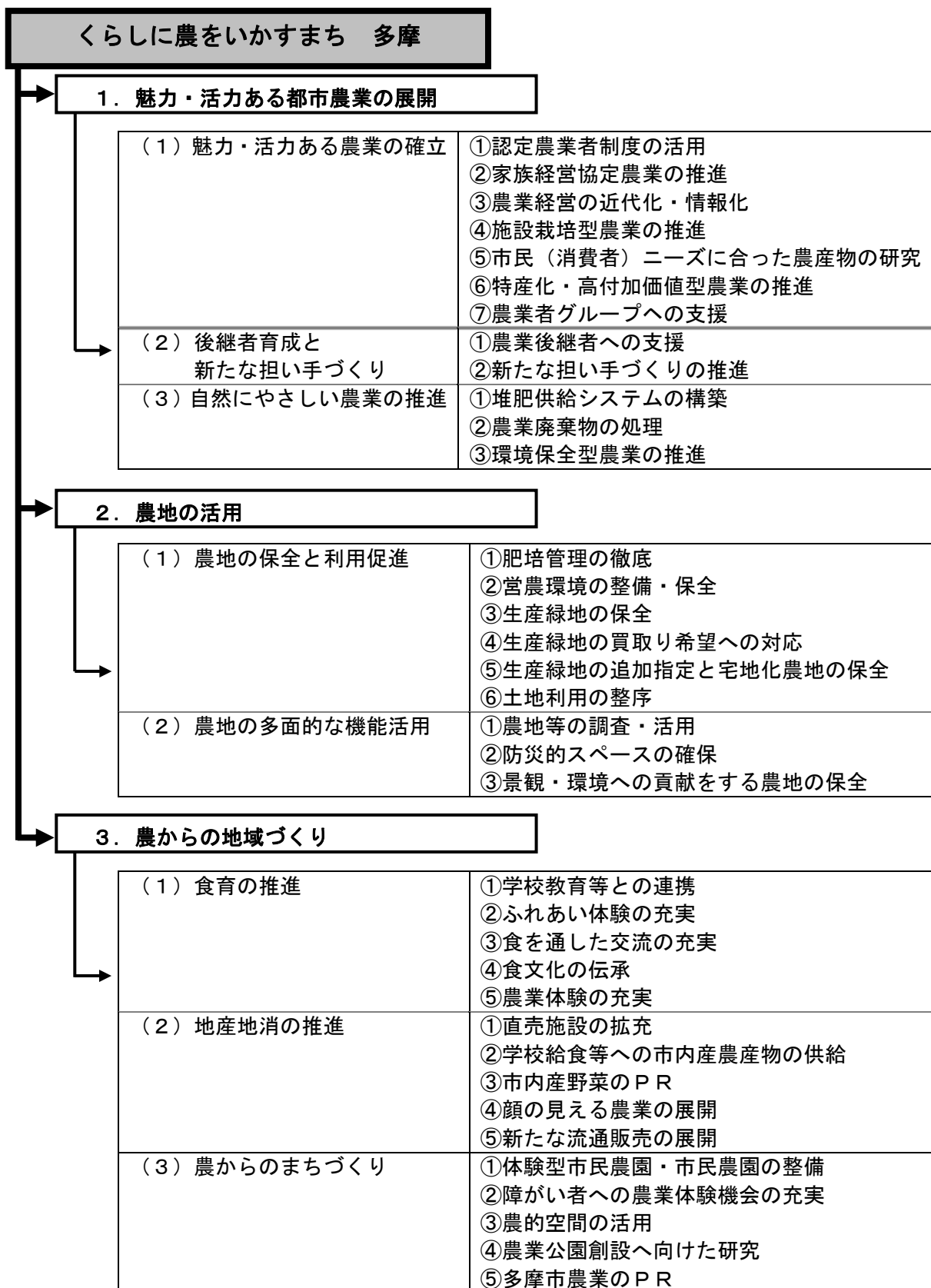
特に、市内で採れた安全で新鮮な野菜の供給を行い、市民（消費者）との交流も含めた「地産地消」を積極的に推進していきます。

また、健全な食生活を実践する知識や力を習得できるよう、農業体験を通じた「食育」の推進を図ります。

- 食育の推進
- 地産地消の推進
- 農からのまちづくり

3 農業振興施策の体系と内容

(農業振興施策の体系)



(施策の内容)

1. 魅力・活力ある都市農業の展開

(1) 魅力・活力ある農業の確立

地域の農業を担う中核的な農業者を育成するために、経営意欲のある農業者を、認定農業者として位置付け、積極的な支援をしていきます。

また、農業経営は家族労働に依存する面が強いため、特に女性農業従事者の家族内での役割を明確にするなど、社会情勢に即した就業時間・経営となるよう、整備を進めます。

また、時代の流れに対応できるような農業経営の近代化・合理化・情報化を進めます。

さらに、支援にあたっては、農業者個人だけでなく、農業者の集団(グループ)に対しても行います。

【施策の体系】

(1) 魅力・活力ある農業の確立

①認定農業者制度の活用
②家族経営協定農業の推進
③農業経営の近代化・情報化
④施設栽培型農業の推進
⑤市民(消費者)ニーズに合った農産物の研究
⑥特産化・高付加価値型農業の推進
⑦農業者グループへの支援

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①認定農業者制度の活用	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を活用して、自ら経営改善に取り組む、意欲ある農業者への支援を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者制度の周知・啓発(農家座談会) ●農業経営改善計画策定の支援・認定 ●認定農業者への支援体制の確立 ●各種助成施策の検討・導入 	<p>農業者 JA等 農業委員会 経済観光課</p>

【施策内容】(つづき)

項目	計画内容	実施主体
②家族経営協定農業の推進	<p>家族内の従事者、特に女性の役割分担を明らかにする家族経営協定農業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族経営協定の推進 	<p>農業者 J A等 経済観光課</p>
③農業経営の近代化・情報化	<p>農業経営の近代化や情報管理に関する講習会や、農業関連情報のネットワーク化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市場管理・複式簿記・財務等の経営講習会 ●農業関連情報のネットワーク化 	<p>農業者 J A等 経済観光課</p>
④施設栽培型農業の推進	<p>限られた農地面積での農業所得の向上を図るための、施設栽培化のための支援策として、各種貸付制度の活用と施策の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付制度の利用促進 ●補助制度の活用・充実 	<p>農業者 J A等 経済観光課</p>
⑤市民（消費者）ニーズに合った農産物の研究	<p>市民（消費者）ニーズを的確に把握し、対応した農産物の研究への支援をしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●花卉等の栽培 (カジェアルフラワー・ハーブの栽培等) 	<p>農業者 J A等 経済観光課</p>
⑥特産化・高付加価値型農業の推進	<p>地域で生産される農産物の特産化を目指し、研究・開発への支援を行うとともに、高付加価値型農業への展開を図る。</p> <p>さらに、完成された特産物について、積極的にPR活動を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●花卉・果実類栽培への転換 ●多摩市農産物のブランド名の創設 	<p>農業者 J A等 経済観光課 商工会議所</p>
⑦農業者グループへの支援	<p>農業者個々に対する支援にとどまらず、農業者集団(グループ)への支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループ経営の講習会 ●農業団体活動への補助 	<p>農業者 J A等 経済観光課</p>

(2) 後継者育成と新たな担い手づくり

農業従事者の高齢化が一層進み、労働力が不足する農家が増加すると予想されることから、後継者等への支援とともに、体験型市民農園、援農ボランティアなど、多様な担い手の受け入れについて、手法の確立を図り、後継者育成と新たな担い手づくりを推進します。

【施策の体系】

(2) 後継者育成と新たな担い手づくり

①農業後継者への支援

②新たな担い手づくりの推進

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①農業後継者への支援	<p>経営や技術等の研修会の開催を支援する。 同時に、仲間づくりの場の提供をし、後継者組織に対する支援を行う。 また、女性農業者への支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業（経営・技術）研修会 ●後継者組織・女性農業者への支援 ●パソコン等による経営管理講習会 	<p>農業者 J A 等 経済観光課</p>
②新たな担い手づくりの推進	<p>新たな担い手として、高齢者を含む市民（援農者グループ）の力を活用するため、受け入れ手法の確立を図る。 また、関係機関と連携しながら、援農者グループに対する技術習得等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●援農希望者の把握 ●援農システムの確立 ●援農者グループへの技術講習会 ●体験型市民農園の整備 	<p>農業者 市民 J A 等 経済観光課</p>

(3) 自然にやさしい農業の推進

環境への負荷をできる限り低減する農業生産の推進を目的として、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき平成19年4月には、国及び地方公共団体が連携して有機農業を推進するため、「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定されました。

本市においても、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減について一体的に取り組んでいきます。

また、公園等の剪定枝や家庭から排出される生ごみは、農業生産にとっては貴重な有機質資源であることから、市民、農家、関係機関が連携して自然にやさしい資源循環型のまちづくりを進めていきます。

【施策の体系】

(3) 自然にやさしい農業の推進

①堆肥供給システムの構築

②農業廃棄物の処理

③環境保全型農業の推進

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①堆肥供給システムの構築	<p>「エコプラザ多摩（多摩市立資源化センター）」との連携を図りながら、市内の公園等から出る剪定枝や草から生成される土壌改良材と、家庭から排出される生ごみによる堆肥供給システムを検討する。</p> <p>堆肥化にあたっては、その検討結果や成果等について、農業者との意見交換等を行い、より質の高い堆肥供給システムを構築する。</p> <p>●堆肥供給と連動した有機栽培マニュアルの作成</p>	<p>農業者 市民 JA等 ごみ対策課 経済観光課</p>
②農業廃棄物の処理	<p>東京南農業協同組合が主体となり、適正な農業廃棄物の処理ルートを確立した。引き続きマニフェスト制度による適正な処理を行う。</p> <p>●マニフェスト制度による適正処理</p>	<p>農業者 JA等 経済観光課</p>

【施策内容】（つづき）

項目	計画内容	実施主体
③環境保全型農業の推進	<p>環境への負荷をできる限り低減させるために、有機農業（減農薬・減化学肥料栽培を含む）を促進させる施策の展開を図ることにより、環境にやさしい持続的な農法等の検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有機農業により生産される農産物の流通・販売面での支援 ●エコファーマーの認定への支援 ●農薬・化学肥料の使用の抑制の講習会（農薬等使用ガイドラインの研究） ●ポジティブリスト制度の導入に伴う生産履歴管理の実施 ●農産物認証制度の導入 	<p>農業者 JA等 経済観光課</p>

用語の解説

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと、化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、環境保全型農業に取り組んでいる農業者の愛称です。

ポジティブリスト制度

「ポジティブリスト制度」とは、残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。規制の対象となる食品は加工食品、農作物などを含む全ての食品となります。

2. 農地の活用

(1) 農地の保全と利用促進

現存している農地を残していくために、周辺環境との調和を図りながら、営農環境の整備・保全を進めるとともに、農業委員会による肥培管理指導を継続的に行っていきます。

生産緑地制度は、農地の持つ緑地としての環境機能や多目的保留地機能が無秩序な市街化により失われることで、都市の環境の悪化や計画的なまちづくりに支障となることから、農地を計画的、永続的に保全し、農業と調和した良好な都市環境の形成、保全を図る目的を持っています。

今後、相続及び農業従事者の減少等により生産緑地面積が減少することが想定されることから、個別の利活用について検討し、生産緑地の適正な保全及び管理の仕組み作りを検討しながら保全を図っていきます。

【施策の体系】

(1) 農地の保全と利用促進

①肥培管理の徹底
②営農環境の整備・保全
③生産緑地の保全
④生産緑地の買取り希望への対応
⑤生産緑地の追加指定と宅地化農地の保全
⑥土地利用の整序

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①肥培管理の徹底	農業委員会による農地の肥培管理指導を行い、農地の適正管理を進める。 ●農業委員による農地の肥培管理指導	農業者 農業委員会 経済観光課
②営農環境の整備・保全	周辺の住環境との調和をめざした営農環境の整備と保全を行う。 ●道路照明減光措置等への要望 ●農業用水等の基盤整備	農業者 市民 経済観光課
③生産緑地の保全	生産緑地保全・整備のために灌水施設の整備や土壌改良、さらには体験型市民農園等の施策を導入する。 ●生産緑地保全整備事業 ●体験型市民農園の整備	農業者 市民 経済観光課

【施策内容】(つづき)

項目	計画内容	実施主体
④生産緑地の 買取り希望への対応	買取り希望のあった生産緑地については、関係部局との連携を図り、行政での買取りの検討や農家への斡旋を積極的に行う。 ●農業者の意向把握・斡旋	農業者 都市計画課 農業委員会
⑤生産緑地の追加指定と 宅地化農地の保全	宅地化農地であっても中長期的に営農される農地については、保全を図るため、生産緑地指定の希望を把握する。 また、生産緑地制度をさらに発展させ、農業経営に立脚した都市農地の保全制度の確立にむけて関係機関に要望を行う。 ●農業者の意向把握 ●関係機関への要望	農業者 経済観光課
⑥土地利用の整序	農地の保全のために、農業者の農地処分意向を早期に把握し、公共用地取得の際の代替農地等としての斡旋を行う等の、土地利用の整序を図る。 ●農業委員による農業者の土地流動の早期把握と助言	農業者 農業委員会 経済観光課

用語の解説

肥培管理

「肥培管理」とは、土地に、耕うん、整地、種まき、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業を施すことを言います。

土地利用の整序

「土地利用の整序」とは、一定の範囲内において、異なる用途の土地が混在しないよう、秩序だて整え、有効な土地利用を図ることを言います。

(2) 農地の多面的な機能活用

都市農地は、市街地が極めて広域に広がる都市の中にあって、オープンスペースや緑地として、快適な都市環境の形成に重要な役割を担っています。

しかし、こうした農地が一度宅地化されると再び農地に戻ることはないため、市民農園等や防災的スペースとしての機能や、景観・環境への貢献が図られるよう、農地の保全を行っていきます。

【施策の体系】

(2) 農地の多面的な機能活用

- | |
|--------------------|
| ①農地等の調査・活用 |
| ②防災的スペースの確保 |
| ③景観・環境への貢献をする農地の保全 |

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①農地等の調査・活用	肥培管理状況調査により、農地等の状況を把握し、不耕作地については、市民農園としての活用など、対応を図る。 ●農地の耕作状況の把握 ●市民農園整備計画・事業	農業者 市民 JA等 農業委員会 経済観光課
②防災的スペースの確保	災害時の一時避難場所や火災延焼防止など、防災の観点での有効な空間としての保全を図る。 ●災害時の農地等の利用について、農業者と協議を行う。	農業者 防災安全課
③景観・環境への 貢献をする農地の保全	水田・樹林地・一団となった畑等といった景観・環境に貢献が図れる農地の保全を推進する。 ●農地基盤の整備 ●農業用水路の保全	農業者 市民 JA等 経済観光課

3. 農からの地域づくり

(1) 食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践することができるよう、「多摩市食育推進計画」に基づき、食に関する情報発信、農や食に関する体験の機会提供、教育関係機関等との連携を進め、食育の推進を図っていきます。

【施策の体系】

(1) 食育の推進

①学校教育等との連携
②ふれあい体験の充実
③食を通じた交流の充実
④食文化の伝承
⑤農業体験の充実

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①学校教育等との連携	保育所・幼稚園・小学校・中学校における食育の事業（授業）に参加、協力し、事業の充実を図る。 ●食育事業（授業）への参加	農業者 JA 学校給食センター 小学校・中学校 子育て支援課 経済観光課 農業委員会
②ふれあい体験の充実	市民（消費者）とのふれあい体験を充実させ、都市農業への理解、地産地消や食の安全に対する理解を図る。また、学校農園の活用による栽培への支援を行う。 ●農業ウォッチングラリーの実施 ●作物栽培経験 ●保育所・幼稚園児の芋掘り体験 ●体験農業（児童館）の実施 ●学校農園への支援	農業者 JA 農業委員会 経済観光課 児童館 小学校・中学校 健康推進課

【施策内容】（つづき）

項目	計画内容	実施主体
③食を通じた交流の充実	<p>地域、商店街のイベント、おまつりで地元野菜等を販売するなど、身近な場所での交流を図ることにより、食育を推進する。</p> <p>●イベント、おまつりでの地元野菜等の販売</p>	<p>農業者 市民 市民活動推進課 公民館 経済観光課 農業委員会 消費生活センター 健康推進課</p>
④食文化の伝承	<p>多摩地域の農産物を使った郷土料理など、食文化の伝承を通して、多世代間のつながりを深め、食への興味関心を持つ市民を増やす。</p> <p>●多摩地域の農産物を使った郷土料理の掘り起こし、紹介</p>	<p>農業者 市民 農業委員会 経済観光課 市民活動支援課 高齢支援課 広報広聴課 健康推進課</p>
⑤農業体験の充実	<p>体験型市民農園を充実し、市民が身近な場所で農業体験をする機会を増やす。</p> <p>●体験型市民農園の整備</p>	<p>農業者 農業委員会 経済観光課</p>

(2) 地産地消の推進

生産地が消費地に近いという都市農業のメリットを活かし、市民（消費者）からの要望が高い、市内で採れた安全で新鮮な野菜を地元で消費する「地産地消」を推進するため、直売施設等の充実や新たな流通販売経路の検討を行います。

【施策の体系】

(2) 地産地消の推進

①直売施設の拡充
②学校給食等への市内産農産物の供給
③市内産野菜のPR
④顔の見える農業の展開
⑤新たな流通販売の展開

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①直売施設の拡充	ニュータウン地域での直売所の設置について検討を行う。 ●直売施設の運営方策の検討 ●直売施設設置等に伴う支援制度の検討	農業者 市民 JA等 経済観光課
②学校給食等への市内産農産物の供給	現在行われている学校給食への市内産農産物の供給を拡大し、保育園などへの供給を検討する。 ●学校給食への供給の拡大 ●保育園給食への供給の検討	農業者 JA等 学校給食センター 子育て支援課 経済観光課
③市内産野菜のPR	直売所の場所や開店日など、市内産野菜の販売情報のPRを充実させる。 ●直売所マップの作成	農業者 JA等 経済観光課
④顔の見える農業の展開	農産物を販売する際に、生産者名等を明示することにより、農産物の安全性を求める市民（消費者）の要望に応える。 ●販売する農産物への生産者名等の明示	農業者 JA等
⑤新たな流通販売の展開	「地産地消」に対する市民の要望に応えるため、農産物の新たな流通販売経路の検討を行う。 ●スーパー、青果小売店との連携（地場産コーナー、委託販売、小売店への直卸） ●農産物宅配サービス	農業者 経済観光課 商工会議所

(3) 農からのまちづくり

「農」が持つ余暇的機能・福祉的機能などの多面的機能を十分に発揮し、活用を図るために、市民と農業者が協働・連携しながら、農とふれあう機会の充実、農からの地域づくりを目指していきます。

【施策の体系】

(3) 農からのまちづくり

①体験型市民農園・市民農園の整備
②障がい者への農業体験機会の充実
③農的空間の活用
④農業公園創設へ向けた研究
⑤多摩市農業のPR

【施策内容】

項目	計画内容	実施主体
①体験型市民農園・市民農園の整備	<p>農作業を通じて、農業者と市民とが密接にふれあうことのできる体験型市民農園を整備し、市民農園（家庭菜園事業）とあわせ、市民に農業体験の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体験型市民農園の整備 ●整備費補助の検討 ●整備、運営への支援の検討 	<p>農業者 市民 JA等 経済観光課</p>
②障がい者への農業体験機会の充実	<p>障がい者の生きがい創出のため、農業活動（生産、加工、販売）を行うための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉農園への支援 ●障がい者農園の充実 	<p>農業者 市民 JA等 障害福祉課</p>
③農的空間の活用	<p>関係部局と連携をしながら、農家の屋敷林や雑木林の保全、また農地周りの花の植栽等を行い、「農」のもつ多面的機能を活かしたまちづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生垣・屋敷林等の景観整備 ●学校跡地・既存公園等の農的利用 ●ビオトープの役割認識とその研究・推進 	<p>農業者 市民 JA等 みどりと環境課 企画課 経済観光課</p>

【施策内容】(つづき)

項目	計画内容	実施主体
④農業公園創設へ向けた研究	<p>関係部局との連携により、多摩市の農業を総合的に紹介でき、多くの市民が農業生産体験ができるような農業公園の創設に向けての研究・検討を行う。そのために生産緑地の公的利用化を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●クラインガルテン等の研究 	<p>農業者 市民 J A 等 みどりと環境課 経済観光課</p>
⑤多摩市農業のPR	<p>市民の、農業に対する理解が深まるよう、イベント等の機会を通じ、多摩市の農業や、多摩の農産物・特産物のPRを行う。また、ホームページ等インターネットにより情報を発信し、市民と農業者の交流を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと多摩夏まつり ●農業ウォッチングラリー ●朝市・いきいき市 ●インターネットによる情報交流 	<p>農業者 市民 J A 等 農業委員会 経済観光課</p>

用語の解説

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope を組み合わせた合成語で、「生き物の住む空間」のこと。

草地、湿地、池、雑木林など、生物が生育・生息できるような特定の環境条件を備えた均質な限られた空間として定義されますが、一般に、多くの生物種を誘導することを目的に、トンボ池などを中心に様々な要素を盛り込んだ、限られた狭い空間を言います。

クラインガルテン

「クラインガルテン」とは、ドイツ語で「小さな庭」を意味し、19世紀初めに自給自足のために作られた小区画の菜園がはじまりで、現在ドイツでは市民農園の意味で使われています。

日本では、主に区画ごとに簡易な宿泊施設を附設した滞在型の市民農園のことをクラインガルテンと呼んでいます。